

奈良県告示第二百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十九年九月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ひまわりクリニック	天理市中之庄町四八三番地	平成二十九年七月一日
いずみ薬局こおりやま店	大和郡山市藤原町二―一八	平成二十九年七月一日
クスリのアオキ真弓薬局	生駒市真弓二丁目一四番九号	平成二十九年八月一日
てんり歯科	天理市西井戸堂町四五五―二―三号室	平成二十九年八月一日
真美ヶ丘薬局	香芝市真美ヶ丘一―一四―五	平成二十九年八月一日
藤本歯科医院さくら	天理市田部町二三	平成二十九年八月一日